

市税の滞納整理を強化します

市民のみなさまの税負担の

公平性を確保するために

市では、兵庫県から「個人住民税等整理回収チーム」の派遣を受け、市税の滞納整理の強化に取り組んでいます。

個人住民税等整理回収チームは、年々増加傾向にある滞納額の縮減と市町税務職員の滞納整理技術の向上を図るため、兵庫県が組織した専門チームです。

これまで市職員だけでは処理困難であった事案に関して、売却金など徴収可能な債権の見つけ方や差し押さえの手法といった県のノウハウを駆使しながら、市と県が共同で市税の滞納整理を行います。

【市税を滞納すると】

滞納者の意思に関係なく国税徴収法に基づいて、本税以外に督促手数料と延滞金(年率14・6%)を加算し、財産の差し押さえを行います。

また、財産調査として勤務先に給与調査などを実施しますので社会的信用を失うことにもなりかねません。

【事情があつて税金が払えない場合】

病気や失業、事業の不振など、個人の事情で納期までに税金を納付できない場合は、納税相談を行い、分割納付などの方法をとることが出来ます。

【借金があつて税金が払えない場合】

税金の徴収は、原則として他の債務(借金など)より優先すると法律に定められています。したがって、「借金があるから税金を滞納している」というのは理由にはなりません。



個人住民税等整理回収チームのメンバーに市長から辞令が交付されました。

整理回収チームの派遣を受けることで...

- 高額困難事案の滞納整理
- 差し押さえ、公売の促進
- 市税務職員の滞納整理技術の向上など、加東市の税収の改善につながります。

滞納整理のながれ

督促状の発送

督促状の発送後も滞納が解消されない場合は、滞納処分の手続きがはじまります。

滞納処分の開始

財産調査

- ◆預貯金等(有価証券、給与、生命保険、不動産など)
- ◆動産(自動車、貴金属、電化製品など)
- ◆売掛金、貸付金の調査
- ◆自宅・事務所等の家宅搜索など

財産の差し押さえ

差し押さえ財産を換価し、滞納している市税へ充当



ただし、「消費者金融などの返済が大変で、税金を払う余裕がない...」といった場合は、過払い金が発生している場合があります。この過払い金は、本来払う必要のないお金ですので、取り戻すことができたり、借金が少なくなる場合がありますので、それを税金の納付にあてることが可能となります。

これらに該当する場合は、滞納となつてしまう前に、税務課までご相談ください。

納税・過払い金のご相談
総務部税務課徴収係
(社庁舎) ☎43・0398